

報道関係者 各位

平成 25 年 2 月 15 日

【照会先】医政局医事課課長補佐

    蓑原 哲弘(内線 2564)

    医事課試験免許室免許登録係長

    外谷 茂人(内線 2577)

(代表電話) 03-5253-1111

(直通電話) 03-3595-2204(試験免許室)

## 医師・歯科医師の免許証を確認できるよう資格確認検索システムを拡充

### 1. 医師・歯科医師（以下「医師等」という。）の資格確認

- (1) 医師等のなりすましの問題については、従前より各都道府県を通じ、医療機関に対し、本人確認（戸籍の写し等）及び資格（免許証原本）の確認を行うよう指導をお願いしてきました。
- (2) しかしながら、依然としてなりすまし医師の問題が散見されることから、当省ホームページに設けてある医師等の資格確認を行うための検索システムについて、より厳格な確認が可能となるよう以下のように拡充することとしました。  
(平成 25 年夏目途)

### 2. 検索システム拡充の概要

- (1) 医療機関は、採用予定者の資格確認を免許証原本で確認していますが、現行システムにおいては、氏名、登録年しか確認することができず、他の記載事項の確認ができません。

#### 【現行の検索システム】

「氏名」、「性別」を入力・検索

→ 該当者が有る場合は「氏名」、「性別」、「登録年」が表示

- (2) 例えば、偽造した免許証のコピーが医療機関に提出された場合（医籍登録番号などはデタラメに記載）、医療機関が現行システムで検索したとしても、検索結果とコピーに記載してある氏名、登録年が合致していれば、コピーの免許証原本が真正であると誤認してしまいます。
- (3) このため、医療機関等（地方厚生局、保健所等を含む）が把握している氏名、生年月日、医籍登録番号、医籍登録年月日が医籍等に登録されている事項と合致しているか否かの確認を可能とするようシステム改修を行います。

#### 【医療機関等向け新検索システム】

氏名、性別、生年月日、登録番号、登録年月日（全項目必須）を入力・検索

→ 「該当の有無」のみ表示

# 医師等の資格確認システムの拡充

## 1. 医療機関における資格確認の徹底

- 医師等のなりすましの問題については、従前より各都道府県を通じ、医療機関に対し、本人確認(戸籍の写し等)及び医師資格等(医師等免許証の原本)の確認を行うよう指導をお願いしてきたところ。
- しかしながら、依然として「なりすまし医師」の事案が生じていることから、各都道府県を通じて、各医療機関等に対し、その確認を厳格に行うよう改めて指導を行うとともに、医師等資格確認検索システムも活用するよう改めて周知をお願いしたところ。

## 2. 医師等資格確認検索システム拡充の概要

- 医療機関は採用予定者が医師等免許を有しているか否かを免許証原本で確認することとしている。その際に、記載されている事項を現行システムで検索する場合、氏名、登録年しか確認することができず、他の記載事項の確認ができない。
- 例えば、実在の医師の氏名で検索し、検索結果の範囲で免許証のコピーを偽造して医療機関に提出した場合(医籍登録番号などはデタラメに記載)、医療機関が現行システムで検索したとしても、検索結果とコピーに記載してある氏名、登録年が合致しているため、コピーの免許証原本が真正であると誤認してしまう。
- このため、引き続き原本確認の指導の徹底をお願いするとともに、医療機関等(地方厚生局、保健所等を含む)が把握している氏名、性別、生年月日、医籍登録番号、登録年月日が医籍等に登録されている事項と合致しているか否かの確認を可能とするシステム改修を行う予定。  
(平成25年夏目途)

